

第三者委員会の設置に係る

中山間地域等直接支払交付金実施要領等の規定

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知

第 8 第三者機関の設置

- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

第 13 交付金交付の評価

- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して農村振興局長に報告することとする。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2484 号農林水産省農村振興局長通知

第 17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第 13 の 1 の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、令和 10 年 8 月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、令和 11 年 8 月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記 7 における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。

静岡県中山間地域等直接支払制度評価委員会設置要領

(趣旨)

第1 中山間地域等直接支払制度は、我が国史上初の試みであり、制度の実施に当っては、明確かつ客観的基準の下に透明性を確保することが重要である。このため、静岡県中山間地域等直接支払制度評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の適正な執行に当るものとする。

(委員会の事務)

第2 委員会は、知事の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 1 県の特認基準についての審査・検討
- 2 市町の地域指定の評価
- 3 事業実行状況の点検
- 4 その他中山間地域等の振興に必要な事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することが出来る。
- 5 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 7 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、委員長が召集する。

ただし、平成12年度第1回委員会は、農林水産部長が召集する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、経済産業部農業局食と農の振興課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

静岡県中山間地域等直接支払制度評価委員会運営細目

(要領の適用)

第1 中山間地域等直接支払制度評価委員会（以下「委員会」という。）の議事及び運営に関しては、この細目に定めるところによる。

(委員会の開催)

第2 静岡県中山間地域等直接支払制度評価委員会設置要領（以下「設置要領」という。）第2の事務の実施に当り、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが予想される場合は、委員の了承を得て、非公開とすることができるものとする。

(委員会の議長)

第3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者が会議に出席し、意見及び説明することができる。

(資料の公表)

第5 委員会で用いた資料は、原則的に公表するものとする。

ただし、個人情報等に関するものについては、公表しない。

(議事録)

第6 委員長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整しなければならない。

(1) 委員会の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議題

(4) 審議の概要

(5) その他重要な事項

2 議事録は、原則的に公表するものとするが、発言者名等は公表しないものとする。

(その他)

第7 この細目に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この運営細目は、平成12年4月1日から施行する。

(改正 平成14年2月5日)